臼井南中学校 いじめ防止基本方針

令和５年度

佐倉市立臼井南中学校

１．はじめに

「千葉県いじめ防止対策推進法」　（ 平成26年8月20日　→　平成29年11月15日 最終改訂 ）

≪目的≫

この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、県が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

（いじめ防止対策推進法 第１条）

≪基本理念≫

いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

２ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まれなければならない。

（いじめの禁止等）
第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。
２ 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

（いじめ防止対策推進法 第３条）

≪学校いじめ防止基本方針≫

学校は、国基本方針、県基本方針及び学校の所在する市町村が定める地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を策定する。

（いじめ防止対策推進法 第12条）

※「国のいじめ防止等のための基本方針」　　←文部科学大臣が定める（第 11 条）
「佐倉市いじめ防止基本方針」←地方公共団体が定める（第 12 条）

いじめは、（「いじめ防止対策推進法」第１条にもあるように）いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるものです。さらに、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあります。

現在、いじめは、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応すべき問題です。さらに、学校職員だけでなく、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という認識を持って、この問題に対峙していくことが、いじめの防止・早期発見・適切な対処を図る上で重要です。全ての大人が（さらには発達段階に応じて児童生徒も）、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かに安心して過ごせる「安全かつ健全な学校・社会」をつくるために、いじめへの強い関心と課題意識を持つべきだと考えています。

臼井南中学校では、「いじめ防止対策推進法」を遵守し、学校・家庭・地域が連携を取り合い、一体となって人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することによって、「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

２．いじめの定義と様態

≪定義≫

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第２条）

いじめを見逃さないためには、「いじめには様々な様態がある」ことを認識しておく必要があります。いじめは、まず大きく分けて「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」の二つと考えることができます。「暴力を伴ういじめ」は「見えやすい」ものが多く、そのいじめを把握したら、迅速かつ毅然とした、適切な対応が必要です。また、「暴力を伴わないいじめ」は「見えにくい」ため、把握が遅れることがあります。「見えにくい」上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

いずれの場合も対処が遅れれば、歯止めがきかず行為がエスカレートしてしまったり、当初のトラブルがこじれ深刻な事態に発展してしまったり、時間の経過に伴って関わる生徒が多くなり事態が複雑化してしまったりする恐れがあります。

具体的には以下の様態があげられます。

①暴力（強く殴る・蹴る、ふざけるふりをして小突く・体をぶつける等を含む）
②強要（危険なことや、恥ずかしいことを、無理にやらされるもの）
③金品の要求（お金や物を取られる、隠される、壊される等）
④悪口（からかい、ひやかし、おどし等、嫌なことを言われるもの）
⑤心理的な嫌がらせ（無視、仲間外れ等）
⑥ネット等によるいじめ（携帯電話やパソコン等を使い、ネット上で悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの）

≪本校のいじめの要因とトラブルの傾向≫

①理解力が高い生徒が多く、理解力が低い生徒が目立つ。
②特別支援を要する生徒、人間関係を構築する力の弱い生徒がいる。
③公然と批判せず、陰で（仲間うちで）批判する。アイコンタクトも多い。
④仲間意識はあるが、個人主義的な発想も見られる。
⑤自己の非を素直に認めず、責任転嫁する傾向がある。
⑥困難な課題に立ち向かう意欲、努力を継続する力が弱い。
⑦インターネット上のトラブル（LINE・Twitter 等）が増えている。
⑧噂に左右され、家庭にも広がりやすい。

≪「いじめ」の判断のポイント≫

被害生徒が「身体的・精神的苦痛、不快感、理不尽さ」等を感じている
加害生徒と被害生徒に「力の差」が見える（力＝個の腕力・個の背景にある力等）

⇩ →「個としての強さ･グループ内での立場」の「差」を生徒に理解させる必要がある。
↑被害生徒の自尊心への十分な配慮が必要

「逆の関係・役割の交代」が成り立たない

→「立場が逆なら、どうしたか？」「反撃する（できる）か、しない（できない）か」等、加害生徒に確認し、相手（被害生徒）との立場や感覚の違いを理解させる必要がある。

※児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

※「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

３．学校いじめ対策の組織

≪学校におけるいじめの防止等の対策のための組織≫

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。　**（いじめ防止対策推進法 第22条）**

【生徒指導部】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年生徒指導担当・養護教諭・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ

⇓　（学校支援アドバイザー、スクールソーシャルワーカー）⇓

≪対処すべき事案が起こった場合≫

生徒指導部＋関係学年主任・学級担任・その他

（調査・事実確認・対処の方針と方法を決定します）

⇓

調査・指導・支援担当者

⇕　⇕

（支援・相談）　**（助言・相談）**

被害生徒・保護者　**加害生徒・保護者**

≪関係機関との連携≫

⇕

教育委員会・警察・ﾈｯﾄﾊﾟﾄﾛｰﾙ等

（早期に関係機関との協力体制をつくります）

<u>いじめ対策会議</u>（長期休業前に開催）※「企画会議」のイメージ

≪メンバー≫　上記「生徒指導部」＋人権担当

・ＰＤＣＡサイクルに沿った「学校いじめ基本方針」や「全体計画」の策定をします。
・学校のいじめ防止等の取り組みの進捗状況や成果・改善点の定期的な確認します。
・いじめの相談、通報窓口の内容を確認し、早急に対応します。

<u>定例生徒指導部会議</u>（週一回開催）※日常的な担当者の会議

≪メンバー≫　上記「生徒指導部」

・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集し周知します。
・週の重点項目、目標、指導方針、具体的な取り組み等を確認します。
・いじめの相談窓口、通報窓口の内容を確認し、早急に対応します。

<u>いじめに関する緊急会議</u>（いじめ情報があった場合に招集する）

≪メンバー≫　上記「生徒指導部」＋関係学年主任、学級担任、部活動顧問、その他関連のある職員等

・いじめ事案に対する情報の収集と記録を行います。
・情報の共有、具体的な対応策を決定します。
・全職員への「情報と具体的な対応策」の周知。
・当該生徒の指導、相談。当該保護者への連絡、助言、支援、相談。

・必要に応じて外部関係機関との連絡、連携。
・事後指導の方針、目標、具体的な手立ての決定。全職員への周知。
・事後の指導、必要に応じて他の生徒（個別）、学級全体、学年全体、全校への指導。
・事後の生徒（集団）の様子の把握。必要と思われる指導、支援。

４．いじめの防止策

全ての生徒が安心・安全に学校生活を送り、規律正しく、主体的に日常の学級活動や授業や行事に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことが、いじめ防止の基本となります。学校職員が一丸となって、真摯に生徒に向き合い、きめ細かな指導と支援を行い、生徒が達成感や自己有用感を感じられる教育活動を実践していきます。生徒一人ひとりの能力・特性が伸び伸びと発揮され、互いのよさを認め合う関係をつくっていきます。

学校職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動は、いじめを助長することにつながるという認識を持ち、温かい「教師と生徒の信頼関係」が築けるよう努めていきます。

≪具体的な手だて≫

①生徒と教師・保護者と教師・地域住民と教師の信頼関係の確立
（全教育活動で意識・地域の活動への積極的な参加・広報活動・啓発活動）
②望ましい人間関係を育む学級（学年）経営（居場所づくり・絆づくり）
・日常活動…学級目標、毎日の生活目標を実現するための取り組みや、生活班を中心にした小集団の活動、清掃・給食等の当番活動等をとおし、自分たちで決定し、仲間と協力して行動する自治的活動の実践力を高める。
・行　　事…文化・体育的活動をとおし、力を合わせて一つのことをやり遂げることの尊さ・喜びを実感させる。友好的雰囲気をつくる。集団の成員一人ひとりの個性の違いに目を向け、仲間同士支え合うことの重要性に気付かせる。
・ﾘｰﾀﾞｰ育成…絶えず集団全体に目を向け、集団活動や学習活動に対する建設的な雰囲気づくりを心がけさせる。各活動を振り返り、次の課題や実践方法を検討させ、集団の成長の原動力となるよう指導する。
・話し合い…活動の目標設定、その達成度や課題の確認、日常活動や行事への取り組み方等について、学級の意見をまとめ、民主的に決定していく方法と態度、規範意識や不正を許さない正しい判断力を身につけさせる。
③分かる授業の展開（学習意欲の高揚→学力の向上）
・授業の改善をめざし、校内研修、研究授業、教科会議、相互参観を実施し、個々の教師の（授業規律の定着を含めた）授業力を向上させる。
・個別指導や取り出し授業の工夫
④道徳教育の充実（思いやり・生命尊重・正義感・仲間との連帯意識等の高揚）
・全学年…『いつのまに』県映像教材(友情)
・１年生…『松葉杖の友子』(正義･公正･公平)
・２年生…『黒ちゃんの憂鬱』(差別や偏見のない社会)
・３年生…『いのちのつながり――臓器移植』(生命の尊重)
⑤体験的学習の充実
・全学年…地域ふれあい祭りﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
・１年生…校外学習における体験学習
・２年生…校外学習における体験学習・
・３年生…修学旅行における体験学習・
⑥生徒会活動の活発化（命の大切さ・仲間の大切さを意識した宣伝・啓蒙活動）
⑦規範意識、マナーを高める集会活動や講演会の実施（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ、携帯電話の使い方含む）
⑧部活動の充実（向上心・目標達成に向けて努力する姿勢・仲間との連帯意識等の陶冶）
⑨各家庭、地域との連携（情報の共有・指導の方向性や方針への共通理解・協働）

５．いじめの早期発見

いじめに適切に対処し、解消するためには、当然のことながら、いじめを早期の段階で発見することが重要です。

いじめは大人の目につきにくい場所や時間帯で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多くあります。

学校職員・保護者・地域と、全ての大人が連携し合い、様々な場面や機会に生徒を見守り、生徒の変化に気づくことが、早期発見につながります。些細な兆候であっても、軽く考えず、また、表面の言動に惑わされることなく、内面を推察し、違和感を敏感に感じ取り、早い段階から積極的に関わり、的確にいじめを認知していく必要があります。さらに、子どもが大人を信頼し、いつでも（タイムリーに）安心して相談できる関係を築き上げる必要もあります。

≪具体的な手だて≫

①学級活動（日常活動・行事）、授業、休み時間、部活動、生徒会活動、保健室への来室状況等、学校生活全般での生徒の観察・把握・推察・理解
②積極的な個別の生徒との交流（日常の会話、相談等）
③学級会、班会議等、話し合い活動での生徒の発言・表情・態度
④リーダー会（班長会・学級運営委員会・各種実行委員会）での生徒の言動
⑤定期（臨時）教育相談（年３回）での相談内容
⑥「SOS の出し方教育」の確認・実施
⑦毎日の学級日誌、デイリーノート（生活ノート）の記載内容、記載状況の把握
⑧各種調査、アンケート等の記載内容（教育相談事前アンケート・生活実態調査）
⑨保護者との面談、家庭訪問、電話連絡
⑩県民生活課のネットパトロールとの連携によるインターネット上の生徒の動向の確認
⑪上記①～⑩の指導・支援・協働を通じた、教師と生徒・学校と保護者の信頼関係の構築

６．いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒や、いじめを知らせた生徒の安全を確保することを最優先し、いじめの解消に向けて、迅速かつ的確に、組織的に対応します。

報告・指導の流れ　**（迅速に！）**

↗管理職　↗生徒指導主事➞（必要に応じて）関係機関
①発見➞②確認・指導➞③報告（学年主任・学年生徒指導へ）➞④検討（方針・役割分担）
➞⑤保護者へ第一報➞⑥指導・まとめ➞⑦保護者へ連絡・説明（学校・家庭訪問）
(生徒間の謝罪)　(保護者間の謝罪)

≪事実の確認≫　**…「事実」をゆがめず、「事実」にしっかり向き合う…生徒も、指導者も**

①被害生徒→加害生徒の順で話を聴く。（加害生徒…他の教師が対応するか、待たせる。）
・被害生徒に（恐怖心や今後の関わりを考え）加害生徒に合わせる様子はないか。
・加害生徒に、自分のやったことを「少しでも軽くしよう」という意識がないか。
・指導者に「小さく、無難に済ませたい・自分に不都合な事実」という心情はないか。
・指導者に「（事件や生徒への）先入観」や「推測へのこだわり」はないか。
②必要に応じ、生徒の性格や能力、家庭や学校での立場を考慮して、助言・支援を行う。
・確認段階で話が食い違う原因は、①に挙げたものの他に、生徒の能力的な問題による場合もある（「時系列で事実をたどれるか？」「言語力、表現力、理解力は？」）。また、親子関係や友人関係の維持や、叱責されること等を避けるため、場面や相手によって言うことを変える可能性もあることにも留意する。
③必要に応じ、周囲の生徒からの聞き取り、アンケート調査等を実施する。

≪いじめへの指導≫　　…「いじめ」や「暴力」は絶対に許されないことを徹底指導する

①納得のいく状況（不審、不明な部分がない）になるまで、生徒と向き合う。
　・加害生徒は、事実をはっきりさせず、言い訳やごまかしがある状態では反省しない。
②加害側には、「自分は何をしたことになるのか」をはっきり認識させる。
　・「いじめ」という認識を持たせないと、考えさせたい点に触れられない。→親の納得
③事実を踏まえ、双方に「理解させたいこと・変容を求めること」を整理して指導する。
　・一貫性のある指導を行う。
④被害側も必要な指導・支援を行う。（特に「人間関係のあり方」について）
　・例：自分が我慢すれば仲良くできる、という感覚→「仲良し」「友だち」ではない。

≪保護者への説明≫　　…事実を的確に伝える

①被害生徒、加害生徒の今後のために、指導者として真摯に向き合う姿勢を一貫して示す。
②指導の目的、今後の見通し（指導・支援の手立て）をはっきり持って対応する。
③保護者の「自尊心・子への思い」に配慮し、保護者の話に耳を傾け、丁寧に対応する。
④保護者を余計なことで苛立たせない←加害、被害側とも集まった段階では冷静ではない。
⑤曖昧な言葉や態度で説明しない。事実は怯まずに伝える。相手が納得するまで。

≪いじめを受けた生徒・保護者への支援≫

①事実関係を確実に連絡する。
　・事実確認で把握した状況を、丁寧に説明する。
　・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼する。
　・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたる。
②いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で解決にあたる。
　・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去する。
　・複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
　・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
　・必要に応じていじめた生徒を別室において指導することも考慮する。
　・いつでも相談できる体制をつくる。
③いじめが「解消している」状態については、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、以下の国基本方針に準じる。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
　・少なくとも３か月を目安にいじめにかかる行為が止んでいること。
　・被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、心身の苦痛を感じていないと認められること。

重大事態への対処　　**…「いじめ防止対策推進法」第23・25・26・28条**

≪「重大事態」とは≫

法28条１項１号事案：「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があること

①生徒が自殺を企図した場合
②生徒が身体に重大な被害を負った場合
③生徒が金品等に重大な被害を被った場合
①精神性の疾患を発症した場合

法28条１項２号事案：在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあること

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

≪対処と留意点≫

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、市教育委員会と連携を図りながら、一貫した組織的対応を行う。

①犯罪として扱うべきであると認められる場合は、躊躇せず警察署と連携して対処する。
②教育上必要と認める場合は学校教育法の規定に基づき、適切に生徒に対し懲戒を加える。
③市教育委員会による出席停止制度等を適切に運用する。

事後の対策・指導・支援　**…最終的には「積極的生徒指導」が肝心**

①学級担任・授業者等で指導後の加害、被害生徒の様子に注意し、指導・支援を行う。
②教室を「教師の目がある状況」にする。(「授業後の教師」と「次の授業の教師」の連携等)
③他に「いじめ」はないのか観察する。→必要に応じて調査する。
④対処療法→根本的指導を行う。(学活、道徳、集会、班長会、評議会、個別的な依頼・指導)。
　→仲間への関心・不正を許さぬ態度・集団への意識等を高める発展的、前進的な指導。
⑤当該保護者と連絡を密に取り、家庭での様子・言動を把握し、学校での様子を伝える。
　必要に応じて保護者への助言・支援を行う。

７．年間計画

月	主な行事	いじめ問題に関する計画
年間		・生徒指導部会議（週一回）
４月	・入学式 ・対面式 ・授業参観 ・保護者会	・学校間、学年間の情報交換 ・対面式をとおした集団、人間関係づくり（異学年交流） ・いじめに関する職員の共通理解（職員研修） ・保護者へのいじめ対策についての説明
５月	・教育相談 ・SOS の出し方教育 ・修学旅行	・定期教育相談による生徒の現状把握（アンケート・面談(15分程度)実施） ・不安、悩みを自分から相談できる意識付け ・修学旅行をとおした集団、人間関係づくり
６月	・定期テスト ・１,２年生保護者面談 ・体育祭	・情報モラルへの意識の高揚、情報被害への対処の仕方 ・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定
７月	・１,２年生保護者面談 ・３年生三者面談 ・情報被害防止教室 ・壮行会 ・郡市総合体育大会	・保護者からの情報収集 ・**いじめ対策会議**（現状把握・計画の進行状況確認） ・壮行会を通した集団、人間関係づくり（異学年交流） ・生活実態調査（学校･家庭生活全般、いじめ調査含む）
８月	・職員研修	・職員研修（いじめ防止・自殺防止、その他）
９月	・定期テスト ・郡市新人大会～10月	・体育祭を通した集団、人間関係づくり（異学年交流） ・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定
10月	・生徒会役員選挙 ・南陽祭 ・SOS の出し方教育 ・前後期入れ替え式	・役員選挙を通した集団、人間関係づくり（異学年交流） ・南陽祭をとおした集団、人間関係づくり（異学年交流） ・不安、悩みを自分から相談できる意識付け ・前期の自己、集団を振り返る活動、話し合い等

11月	・三者面談 ・１，２年生校外学習 ・３年生定期テスト	・望ましい人生観の陶冶、学ぶことの意義の理解 ・校外学習をとおした集団、人間関係づくり ・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定
12月	・１,２年生定期テスト ・人権集会	・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定 ・人権尊重の精神・態度の育成 ・**いじめ対策会議**（現状把握・計画の進行状況確認）
１月	・教育相談 ・新入生保護者説明会	・定期教育相談による生徒の現状把握（アンケート・面談(15分程度)実施） ・新入生の保護者へのいじめ対策についての説明
２月	・１,２年生定期テスト	・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定
３月	・予餞会 ・卒業式 ・修了式	・予餞会をとおした集団、人間関係づくり（異学年交流） ・年間の自己、集団を振り返る活動、話し合い等 ・小学校からの引き継ぎ、各学年内の情報整理、計画作成 ・**いじめ対策会議**（年間の取り組みの評価と分析、来年度の計画案、「学校いじめ防止基本方針」の見直し）